

EZObase ezobike 約款

第1章 総則（適用範囲）

第1条 当社 EZObase の経営する ezobike 及び関連する施設の利用契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。（定義）

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 野外アクティビティー マウンテンバイクや登山に代表される全ての野外での活動をいいます。
- (2) 利用者 ezobike フィールド及びサービスを利用する全ての者をいいます。
- (3) 管理外区域 ezobike フィールドの内外を問わずの自然植生や動物の管理を行っていない区域をいいます。
- (4) バックカントリー 当フィールド外の自然の山をいいます。

第2章 ezobike フィールド利用契約

（利用又は継続の拒絶）

第3条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ezobike フィールド及び関連する施設やサービスの利用又は継続を拒絶します。

- (1) 当該利用の申込みがこの約款によらないものである場合
- (2) 当該利用に関し、申込者から、当社で対応できない特別な負担を求められた場合
- (3) 当フィールドの利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものである場合
- (4) 泥酔者等当フィールド利用上の安全を期しがたいと認められる場合
- (5) 天災その他やむを得ない事由により当フィールド利用に支障がある場合
- (6) パトロール等当社の係員の指示に従わない場合
- (7) 利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体員等である場合
- (8) 前各号に掲げる外、正当な理由がある場合（利用の制限）

第4条 当社は、天候その他やむを得ない事由により当フィールドの安全に支障がある場合は、当フィールドの全部又は一部の利用を制限させて頂くことがあります。

2 当社は、競技会の開催等当社の都合により、当フィールドの一部の利用を制限させて頂くことがあります。

（野外アクティビティーに内在する危険）

第5条 利用者は、野外アクティビティーには、内在する次の各号の危険があることをご理解下さい。

- (1) 降雨、濃霧、降雪、吹雪等、天候にともなう危険
- (2) 崖、斜面、凸凹、溝、沢等、地形に伴う危険
- (3) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地表等、自然の障害物による危険

- (4) 標識、ロープ、マット等、人工の工作物との衝突による危険
- (5) 作業車両との衝突の危険
- (6) マウンテンバイクトレイルの利用にともなう危険
- (7) スピードの出し過ぎによる危険
- (8) 自己転倒による危険
- (9) 他の利用者との衝突による危険
- (10) 疲労、飲酒、薬の服用、体調不良による危険
- (11) 不適切な用具の使用による危険
- (12) その他、これらに類する危険（滑走にあたって）

第6条 利用者は、前条に記載された、野外アクティビティーに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走して下さい。

- 2 利用者は常に前方を注視し、いつでも止まったり曲がったりできるよう滑走して下さい。（標識・指示の遵守）

第7条 利用者は、標識、掲示、場内放送、トレイルマップに記載されている注意書や警告、パトロール等当社係員の指示に従って行動して下さい。

- 2 利用者は、標識、コースマップ等を確認し、当フィールドの境界や管理外区域を把握し、許可されたコースのみ滑走して下さい。
- 3 滑走を許可されたコースか否かの判断に迷う場合は、係員にお尋ね下さい。

（バックカントリーのご利用）

第8条 当フィールドを利用して、バックカントリーを目指す利用者は、当社指定のゲートからバックカントリーに出て下さい。

- 2 当フィールドのトレイルの途中から、当フィールドの境界を超えて、バックカントリーに出ることはできません。

（禁止行為）

第9条 利用者に対しては、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 当フィールドの営業時間外に当フィールドに立ち入ること
- (2) 当社指定のゲート以外からバックカントリーに出ること
- (3) 当社が定めた場所以外で当フィールドをハイクまたはライドアップすること
- (4) 他の利用者の間近を活動及び自転車で走行すること
- (5) 他の利用者の走行を妨げること
- (6) コース整備車を含む全ての作業車両に近づくこと
- (7) トレイル造成作業を妨げること
- (8) 飲酒や薬の服用等の影響により、心身が正常でない状態で活動及び自転車で走行すること
- (9) 長時間トレイル内で立ち止まったり、座り込んだりすること
- (10) 当社の許可なく、当フィールドで営業活動をする事
- (11) 当社の許可なく、ドローンを飛行させること

- (12) 当社が定めた場所以外でキャンプ、幕営等をする事
- (13) 当社が定めた場所以外で喫煙をする事
- (14) 空き缶、たばこの吸い殻、その他の物品を、指定の場所以外に捨てたり、放置したりすること
- (15) 犬等の動物を当社の許可なく当フィールドに放つこと
- (16) その他、これらに類する行為（徐行義務）

第10条 利用者は、次の各号の状況下では徐行して下さい。

- (1) 徐行の標識のあるところ
- (2) 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- (3) シーズン初めや、降雨のあと、春先等路面が濡れているところ
- (4) 降雪、吹雪、濃霧、日没時等で視界が悪い場合
- (5) 天候の具合で路面の高低や凸凹が分かりにくい状況の場合
- (6) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地形等、自然の障害物に近づいた場合
- (7) ネット、ロープ、マット等、人工の工作物に近づいた場合
- (8) トレイルの合流地点やトレイルが狭いところ
- (9) トレイルの入り口や出口に近づいた場合
- (10) トレイルが混雑している場合
- (11) 子どもや人が多い場に近づいた場合
- (12) 業務のために出勤している係員や運転している作業車両に近づいた場合
- (13) その他、徐行しないと危険な箇所を滑走する場合（滑走時の義務）

第11条 利用者は、次の各号に従って活動及び自転車で走行して下さい。

- (1) マウンテンバイクトレイルの走り出し、他のトレイルからの合流、トレイル横断のときは、トレイル上方からの走行者を優先させること
- (2) 活動及び自転車で走行中は前方の活動者やまた走行者の動向を注視し、前方の活動者や走行者との間に安全な距離を保つこと
- (3) 追い越すときは、追い越される者の不意の動きも考慮したうえで、十分な間隔をあけて追い越すこと
- (4) マウンテンバイクトレイル wp 走行中転倒した際は、できるだけ速やかにトレイルをあげ、トレイルの脇に避けること
- (5) マウンテンバイクトレイルで、立ち止まったり、登り降りをしたり、休憩したりするときは、トレイルの端を利用すること
- (6) 業務のために出勤している係員や運転している作業車両があるときは、その業務や運転を優先させ、進路をあけて停止又は徐行すること
- (7) 利用中の自転車及び遊具で他の利用者に危害を与えないようにすること

(マウンテンバイク専用トレイル利用の義務)

第12条 利用者は、マウンテンバイク専用トレイルを利用する場合は、次の各号を遵守して下さい。

- (1) 掲示板に記載された注意書に従うこと

- (2) 自らの能力と技術の範囲内で走行すること
- (3) 着地点の周囲の安全を確認しジャンプ等を行うこと
- (4) ヘルメットその他必要な防具を着用すること

(指導者の責務)

第13条 当フィールドにおいて受講者に対しマウンテンバイク及び活動指導・監督する者（以下「指導者」といいます。）は、この約款を率先して遵

して下さい。

2 指導者は、受講者に活動や走行技術を教えるだけでなく、この約款に定める事項及び安全に活動や走行する方法も指導して下さい。

3 指導者は、他の利用者の妨げとなるような方法や場所で指導することは控えて下さい。

4 指導者は、天候、トレイル状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、危険にあわせたりしないよう指導して下さい。

(受講者の責務)

第14条 受講者は、当フィールドにおいて他の利用者に対して何の優先権も持ちません。

2 受講者は、指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの約款に定める事項を守って行動して下さい

(子どもの保護者・付添人の責務)

第15条 保護者・付添人は子どもの能力を見極め、子どもを危険にあわせないようにして下さい。

2 保護者・付添人は、子どもに対し、この約款に定める事項について教えるよう努めて下さい。

(事故時の協力)

第16条 事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況を係員等当社係員に通報して下さい。

2 全ての利用者は、事故が起きた場合、事故者を援助するよう努めて下さい。

3 事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認して下さい。

4 当社は、事故が起きた場合、当事者や目撃者を問わず、身元を確認させて頂くことがあります。

(安全用具)

第17条 利用者は、ヘルメット等の安全用具を着用するよう努めて下さい。

(保険加入の勧め)

第18条 利用者は、事故に備えて、あらかじめ傷害保険や損害保険等に加入するよう努めて下さい。

(捜索救助費用の負担)

第19条 当社は、バックカントリーや管理外区域に出て遭難した利用者（以下「遭難者」といいます。）や、遭難者の家族、友人及び知人等から、当社に捜索救助の要請があり、当社が遭難者の捜索救助活動を行った場合、遭難者に対し、次の各号の費用を請求させていただきます。

- (1) 捜索救助要員1名 30,000円（1時間あたり）
- (2) 後方サポート要員1名 15,000円（1時間あたり）
- (3) 本部対応隊員1名 10,000円（1時間あたり）
- (4) 作業車両1台 40,000円（1時間あたり）
- (5) Eバイクまたはオートバイ1台 20,000円（1時間あたり）

(6) 食事代 実費

(7) その他、捜索救助状況に応じて発生した費用は別途請求

- 2 当社は、遭難者の遭難場所や気象条件等によって、当社が遭難者の捜索救助活動を行えないと判断した場合は、警察や消防等の関係官公庁に捜索救助を要請します
- 3 警察や消防等の関係官公庁の要請により、民間救助隊が出動した場合は、民間救助隊より捜索救助費用が遭難者や遭難者の捜索救助を要請した者に請求されます。

(損害賠償請求)

第20条 当社は、利用者の故意若しくは過失により、又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより、

当社が損害を受けた場合は、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

第3章 約款の変更等

(約款の変更等)

第21条 本約款は、法令の改正又は監督官庁の指示、その他必要が生じた場合に、民法第548条の4の規定に基づいて変更するものとします。

- 2 変更を行う旨、変更後の規定の内容及びその効力発生時期は、効力発生時期が到来する1か月前までに、当社のウェブサイト等により周知いたします。附則 この約款は、令和5年(2024年)1月1日より実施します。